

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和7年5月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、9番 濱田剛 委員と、10番 柏木伸夫 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、2件でございます。「議案第1号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
10番委員	■通り番1番 通り番1について説明します。 譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親戚関係です。申請地は山付きの農地で山林原野化する恐れのある所であり、■■■■さんは市外にお住まいで高齢により管理ができないということで、■■■■さんに贈与するものです。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
11 番委員	■通り番 2 通り番 2 について説明します。 譲渡人の■■■■さんは高齢で遠方に住んでおり、耕作管理ができないということで■■■■さんに贈与するものであります。現在も■■■さんが申請地を借りて耕作しており、そのまま譲り受けるかたちです。 申請地は千束中学校体育館横の神社の下手です。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。

	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
議 長	続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、1 件でございます。 「議案第 2 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
9 番委員	■ 通り番 1 通り番 1 について説明します。 申請地は市丸の交差点を左折して 300m 先にあります。 借受人の ■ ■ ■ ■ さんは、貸付人の ■ ■ ■ ■ さんの娘婿にあたります。 申請地は使用貸借で一般個人住宅を建てるという計画です。関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
7 番委員	申請面積が少々狭いように感じますが、しっかり家が建つ計画でしょうか。
9 番委員	申請地横に借受人の妻の実家である貸付人の敷地が隣接しており、土地を融通できるため、この申請面積となっています。
7 番委員	わかりました。

議 長	ほかに意見はありませんか。 無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。
議案第 3 号 非農用地証明交付申請の承認について	
議 長	続いて、議案第 3 号 非農用地証明交付申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の非農用地交付申請は、1 件でございます。 「議案第 3 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。 通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
11 番委員	■通り番 1 通り番 1 について説明します 申請地は塔田にあります明屋書店前の国道、T 字交差点の重吉自動車側の横の角であります。 現状は踏み固められた土地で、以前は山田歯科があり、平成 10 年に転用許可を受けて建物、駐車場として利用されておりましたが、一部、農地として残っていたようです。 現在、山田歯科は道路拡幅に伴い移転しておりますが、農地としての復旧も不可能であるため、非農地として問題ないと思います。

議 長	議案第３号の通り番１について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第３号の非農地証明交付申請の承認については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第３号は、全て原案通り可決いたします。
議案第４号 令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について	
議 長	続いて、議案第４号 令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。
事務局	「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議案書をもとに朗読。」
議 長	議案第４号について事務局の朗読と説明が終わりました。これについて意見、質問等ございますか。
議 長	無いようでございますので議案第４号 令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので５月の定例総会は終了いたします。

	閉 会 の 宣 言 10 時 30 分閉会を宣言する。
--	---